



# るもい産業安全通信

## [vol.7]

留萌労働基準監督署



←HPはこちら

## 労働者（中高年齢の女性を中心に）の 作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして極めて高い発生率となっており、**対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。**
- 転倒災害対策として、段差の解消をする、手すりを設けるといった設備改善の**ハード面**の取組と安全衛生教育といった**ソフト面**の両方の取組を進める。
- 筋力等を維持し転倒を予防するため、**運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化**を推進する。
- 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における**安全衛生教育**の実施を徹底する。
- 「**職場における腰痛予防対策指針**」を参考に、作業態様に応じた**腰痛予防対策**に取り組む。

## 令和5年度SAFEコンソーシアムアワード

職場において実施されている労働災害防止や安全・健康の増進のための取組事例を募集し、表彰することで、**優良な取組を進める職場の「見える化」**を図り、企業・労働者の皆様による更なる取組を促進することを目的としています。

**募集期間:令和5年9月19日(火)から令和5年11月17日(金)まで**

**投票期間:令和5年12月(予定) 結果発表:令和6年2月(予定)**

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募していただき、一般投票等を行い、**部門別に表彰**を行います。

表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただき、受賞者には表彰状・盾をお送りいたします。

【表彰部門】

- 転倒災害防止部門賞
- 腰痛予防部門賞
- 安全な職場づくり部門賞
- エイジフレンドリー部門賞
- 企業等間連携部門賞

選考方法、応募方法等は、左の2次元コードから確認してください。

令和4年度の実例も掲載されていますので、  
参考にできる取組を是非取り入れてください！



# 建設工事追い込み期労働災害防止運動

STOP! 労働災害

建設工事追い込み期  
労働災害防止運動

北海道労働局・各労働基準監督署(支署)・建設工事発注者連絡協議会  
建設防災北海道支部(復旧・復興工事安全衛生対策北海道支援センター)



実施中!

リーフレット等の  
ダウンロードは  
こちらから→



Safety First! 『安全は何よりも優先する』

運動期間: 令和5年10月1日～令和5年12月31日

建設安全週間: 令和5年10月25日～令和5年10月31日

リスクアセスメントを実施しよう!

## 運動期間中に事業場が取り組むべき内容

### (重点実施事項)

- ▶ 墜落・転落災害防止対策
  - リスクアセスメントの実施
  - 要求性能墜落制止用器具の使用 etc.
- ▶ 重機災害防止対策(車両系建設機械、移動式クレーン)
  - 作業計画の作成
  - 立入禁止区域の明確化(車両系建設機械)
  - 安全装置の有効使用(移動式クレーン) etc.
- ▶ 崩壊・倒壊災害防止対策(土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊)
  - 安定勾配の確保又は土止支保工の設置(土砂崩壊)
  - 作業手順の確立(構築物・仮設物等の倒壊) etc.
- ▶ 交通労働災害防止対策
  - 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
  - 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用 etc.
- ▶ 急性中毒等予防対策(一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素)
  - 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止(一酸化炭素)
  - SDSを活用したリスクアセスメントの実施(有機溶剤)
  - 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定(酸欠・硫化水素) etc.
- ▶ 火災防止対策
  - 火気の手配管理の徹底
  - 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止



北海道最低賃金が令和5年10月1日から時間額960円に改定されました。

詳細は北海道労働局ホームページで御確認ください。

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課  
(Tel: 0164-42-0463)までお問い合わせください。